

社会福祉法人さやまが丘保育の会

役員報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人さやまが丘保育の会（以下「この法人」という。）の定款第二十一条の規定に基づき、理事会役員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 理事会役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者で、月10日以上法人業務にあたる者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 施設並びに本部より報酬(給与)を受ける理事には非常勤理事の報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事・監事の報酬総額は、年間400万円以内とする。

- 2 この法人の常勤理事の報酬月額、別表1に定めるとおりとする。
- 3 非常勤理事に対する報酬は、別表2「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 4 監事が内部監査及び指導検査立会等法人の業務にあたる場合は、別表3に定める額とする。
- 5 報酬の支払いにあたっては、常任理事報酬から所得税を控除する。また、非常勤役員からは法定所得税(3.063%)を預かるものとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求

のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月23日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員の報酬等及び常勤役員の旅費は、その都度支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年4月1日改定実施(第261回理事会にて承認)。

(平成29年度第1回定時評議員会にて承認、同日より施行)

別表 1

常勤理事報酬 月額(円) 100,000 円

別表 2

非常勤理事の報酬 理事：理事会出席の都度、一人一律 5,157 円

別表 3

監事の報酬 理事会出席の都度、一人一律 5,157 円
監査の実施に対しては、監事 1 人につき 10,315 円

社会福祉法人さやまが丘保育の会

評議員会報酬・旅費(交通費)規程

本規定は、定款第八条の規定により、評議員の報酬及び旅費を定めるものである。

【報酬】

- ・ 評議員会出席の評議員に対して、一回につき 5,157 円を報酬として支払う。
- ・ 評議員が、評議員会への出席以外で法人の業務にあたる場合は一回につき 5,157 円を報酬として支払う。
- ・ 評議員への報酬支払の際には、法定所得税（3.063%）を預かるものとする。

【交通費】

- ・ 評議員会出席の評議員には、旅費として評議員会開催場所までの実費交通費を別途支払うものとする。

【備考】

- ・ 評議員会に出席する理事及び監事は、理事会報酬規程を適用する。

附則

- ・ 本規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

社会福祉法人さやまが丘保育の会定款

（評議員の報酬等）

第八条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。